

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

令和8年7月31日公表

特定事業主名：松阪市・松阪地区広域衛生組合

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.3 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	92.1 %
全職員	70.5 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	96.8 %
本庁課長相当職	97.4 %
本庁課長補佐相当職	93.2 %
本庁係長相当職	91.6 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.1 %
31～35年	98.1 %
26～30年	99.9 %
21～25年	91.9 %
16～20年	92.0 %
11～15年	90.7 %
6～10年	89.9 %
1～5年	80.6 %

【説明欄】

【全職員の男女の給与の差異が特に大きい点について】

- ・任期の定めのない常勤職員に支給する扶養手当について、男性職員の受給割合が約8割であることから。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員には、常勤職員と比べて給与水準の低い会計年度任用職員が多く含まれ、うち女性職員の割合が約8割であることから。

【職員数の考え方について】

- ・職種ごとの男女比率の偏りが大きい市民病院の職員は対象に含めていない。
- ・再任用職員（フルタイム勤務を除く）や、育児短時間職員、会計年度任用職員など、週の勤務時間が正規職員の勤務時間に満たない職員は、それぞれの勤務時間に応じた割合で人数カウントしている。

例）週31時間（7.75時間×4日）勤務の職員＝0.8人/月、週37.5時間（7.5時間×5日）勤務の職員＝0.97人/月

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	35.4%

【説明欄】

・本市では、課長補佐相当職以上の職員を管理的地位にある職員と位置づけており、女性職員の割合は35.4%となっている。なお、課長相当職以上の割合は29.4%となっている。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	8.7%
本庁課長相当職	37.1%
本庁課長補佐相当職	41.2%
本庁係長相当職	37.6%

【説明欄】

・係長相当職から課長相当職の区分において37%～41%台となっており、将来の管理職を担う候補者層は形成されている。一方で、本庁部局長・次長相当職の割合は8.7%となっており、課長相当職から部次長相当職への登用が今後の課題である。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	62.5%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	0 %	0 %	—	0 %
1 週間以上 2 週間未満	0 %	0 %	—	0 %
2 週間以上 1 月以下	2 0 %	0 %	—	0 %
1 月超 3 月以下	4 0 %	0 %	—	0 %
3 月超 6 月以下	2 0 %	0 %	—	4 0 %
6 月超 9 月以下	1 0 %	0 %	—	2 0 %
9 月超 12 月以下	1 0 %	9 . 5 %	—	4 0 %
12 月超 24 月以下	0 %	0 %	—	0 %
24 月超	0 %	9 0 . 5 %	—	0 %

【説明欄】

- ・ 男性常勤職員については、男性常勤職員の育児休業は、短期間（2 週間未満）の取得が0%であり、1 か月超の育児休業取得者が全体の 8 割を占め、長期取得者も一定数いるなど、男性の育児参画に向けた意識改革が進んでいる。
- ・ 女性常勤職員については、9 割以上が 24 か月超の育休を取得しており、仕事と育児を両立できる環境が整っている。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	18.8 時間／月
内部部局等以外	9.0 時間／月

【説明欄】

- ・ 内部部局等は本庁とし、内部部局等以外は本庁以外としている。
- ・ 内部部局等（本庁）と内部部局等以外で時間外勤務時間に約2倍の差が生じている。